

生駒市規則第 7 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 5 の表を次のように改める。

自動車等の使用距離（片道）	支給額	
	自転車を使用することを常例とする職員のうち、市長が別に定める職員	左欄に掲げる職員以外の職員
2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	3,500 円	1,700 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	5,600 円	3,800 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	8,000 円	6,500 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,400 円	8,900 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,800 円	11,300 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,200 円	13,700 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	17,600 円	16,100 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	20,000 円	18,500 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	22,400 円	20,900 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	23,300 円	21,800 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	24,200 円	22,700 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	25,100 円	23,600 円
60 キロメートル以上	26,000 円	24,500 円

第10条第2項第2号中「をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。